

継続

| | |
|--------|-------------------|
| 原議保存期間 | 10年(平成41年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(平成36年3月31日まで) |

各地方機関の長
各都道府県警察の長
(参考送付先)
各附属機関の長
殿

警察庁丙規発第15号
平成31年3月28日
警察庁交通局長

安全な道路交通環境の整備に関する推進方針について

安全な道路交通の確保のためには、交通ルールの遵守の徹底等と並行して、安全な道路交通環境を実現することが極めて重要である。警察庁・建設省では、特定交通安全施設等整備事業七箇年計画に基づき、交通事故の要因に対応して、道路整備と交通規制の連携を図りながら一体的に関係施策を推進しているところであるが、より効果的に安全な道路交通環境の整備を推進するため、警察庁・建設省の連携を密にするとともに、施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行う「道路交通環境安全推進会議」を平成11年9月30日に設置したところである。

このたび、同推進会議における協議を経て、警察庁と建設省が共同で、別添の「安全な道路交通環境の整備に関する推進方針（以下「推進方針」という。）」を策定したので、各都道府県警察にあつては、推進方針に定めるところに従い、道路管理者との緊密な連携の下に安全な道路交通環境の整備を推進されたい。

なお、道路管理者には建設省道路局長から同旨の内容が通達されているところを申し添える。また、具体的な実施方針については、別途定めて通知する予定である。

【継続措置状況】

初回発出日：平成12年3月23日
(有効期間：平成31年3月31日)

安全な道路交通環境の整備に関する推進方針

我が国の道路交通の安全については、依然として、毎年1万人近い人命が交通事故により失われているなど厳しい状況が続いており、加えて、21世紀を間近に控え、我が国は史上例を見ない少子高齢社会を迎えつつあり、子供や高齢者を含むすべての人が安全かつ安心して社会参加できる道路交通環境の構築が喫緊の課題となっている。

道路における交通事故の発生は、特定の区間、箇所に集中する傾向が見られ、自動車の運転ミスなどの直接的な原因のほかに、その背後には当該箇所の道路交通環境も関係性を有している可能性があると考えられる。このため、安全な道路交通の確保のためには、道路利用者の交通ルールの遵守の徹底等と並行して、安全な道路交通環境を実現することが極めて重要な課題といえる。

警察庁・建設省においては、平成8年度より、特定交通安全施設等整備事業七箇年計画（以下「七箇年計画」という。）（計画期間：平成8年度～14年度）に基づき、緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、歩行者等の交通事故の防止や通学路における交通事故の防止、車両の交通事故の防止等のための交通安全施設等の整備を推進しているところである。

整備に当たっては、幹線道路の事故多発地点における事故削減策の集中的な実施（事故多発地点緊急対策事業）、身近な生活道路における安全な歩行環境の面的整備（コミュニティ・ゾーン形成事業）について重点的に推進するなど、道路整備と交通規制の連携を図りながら、効率的かつ効果的な交通事故の防止に取り組んでいるところである。

今日、七箇年計画の中間年を迎え、事故多発地点緊急対策事業及びコミュニティ・ゾーン形成事業について、一定の進捗が得られてきた段階となってきているところであるが、今後、七箇年計画の所期の目的の達成を図るため、対策を講じた後に改善状況の評価を行うこと、安全な道路交通環境の整備に一層の住民参画を図ること、諸事業の進行状況を体系的に管理することなどにより、事故削減に係る実効性の一層の向上を図る必要がある。

そのため、今後の安全な道路交通環境整備の基本的考え方、具体的な取組み方針及び両省庁間の連携体制について、「安全な道路交通環境の整備に関する推進方針」として定め、もって的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図ることとする。

第1 今後の安全な道路交通環境整備の基本的考え方

安全な道路交通環境整備に当たっては、警察と道路管理者の緊密な連携の下に、次の考え方を基本として推進するものとする。

- ① 事故が多発しているなど道路交通安全の観点から問題が生じている箇所ごとに、当該箇所における事故の特性や発生要因について分析を行い、その結果を踏まえ、対策を立案し実施するものとする。また、対策の実施後においては、整備結果の評価を行い、必要に応じてフィードバックするという事故削減対策の取組みのサイクルに従って、的確に安全な道路交通環境が実現できるようにすること。
- ② 我が国全体において、着実に安全な道路交通環境を形成していくため、安全な道路交通環境の整備に係る施策の推進全般について、体系的にその進行を管理すること。
- ③ 安全な道路交通環境の整備のための計画、推進の状況等について公表するとともに、安全な道路交通環境の整備に当たっては関係住民の理解と参加を得ながら進めることにより、国民的課題としての取組みを図ること。

第2 具体的な取組み方針

1 幹線道路における事故多発地点の解消

事故多発地点緊急対策事業については、事故の発生が特定の区間に集中する傾向が見られることにかんがみ、当面、事故の発生頻度及び死亡事故の発生状況等の客観的指標からみて緊急的に安全性を確保する必要性が高いと考えられる約3,200箇所を対象として、事故の集中の解消を図ることを目的に、事故の特性を分析し、それを踏まえて所要の対策を集中的に実施しているところである。

今後、幹線道路における事故多発地点の着実な解消を図るため、対策の立案・実施に当たっては、事故の多発状況が解消されることを目指して、対策を立案・実施するとともに、対策の実施後においては、事故発生の平均的な水準との比較や事前事後の事故件数の比較などの定量的な評価、改善状況等に関する地域住民等へのヒアリング等を実施し、対策効果が不十分な箇所においては、事故発生要因の分析・対策立案段階に立ち返り、追加的な対策の実施を適切に図ることとする。

また、対策が完了するまでの間の応急的・簡易的な対策や道路利用者等に対する広報・啓発等についても積極的に取り組むこととする。

2. 生活道路における暮らしの安全の確保

コミュニティ・ゾーン形成事業については、身近な生活道路において道路整

備と交通規制を面的かつ総合的に実施することにより、歩行者が安全に安心して歩ける生活環境を形成することを目的に実施しているところである。

このような歩行者が安全に安心して歩ける生活環境を着実に形成していくため、地域住民等の意見を参考としつつ、商業系・住居系地区等の生活道路において、交通事故が多発している地区や通過交通量の多い地区、歩行者等に不安感・不快感を与えるような走行をしている車両の多い地区等、安全で快適な歩行等環境の確保の観点から問題が生じている地区について抽出し、整備の必要がある地区について事業の対象地区として特定した後、公表することとする。

対策の立案・実施に当たっては、安全にかつ安心して地域住民が歩行等できる道路交通環境を実現することを目指して、地域住民の理解と協力を得つつ、歩行者の歩行等に車両の通行を調和させるという考え方の下に、通過交通の車両の進入の抑制、車両の通行の緩行化等のための道路整備及び交通規制について立案し、実施するものとする。

特に、コミュニティ・ゾーンの形成は、身近な生活道路の利用の在り方に密接に関係することから、対策の立案段階においては、関係住民との意見交換を行い、また、社会実験を適宜活用するなどにより、関係住民の理解と協力を得ることに十分配慮することとする。

事業実施後は、事故の発生状況調査や通過交通量調査、改善状況等に関する地域住民等へのヒアリング等を実施し、施策の効果を評価するとともに、対策効果が不十分な場合は、必要に応じて事故発生要因の分析・対策立案段階に立ち返り、追加的な対策の実施を適切に図ることとする。

3 分かりやすい道路標識の整備

道路標識は、安全かつ円滑な道路交通を確保するために重要な交通安全施設であり、その整備に当たっては、視認性、標識相互の整合性・連続性等の確保を図ることが重要である。

このため、道路標識の設置に際して、設置位置、共架等について計画段階から所要の調整を図るとともに、既存の道路標識の集約化等の改善を進めることにより、利用者に分かりやすい道路標識の整備を推進するものとする。

また、道路標識の整備・改善に関する利用者の意見を収集する標識BOXを一層積極的に活用し、利用者の意見を反映した道路標識の整備を図ることとする。

4 住民の参画による安全な道路交通環境整備

道路交通の安全の確保は国民的課題であり、また、歩行者等、道路を利用する人の日常の生活・経済・社会活動と密接に関係することから、安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路利用者の視点を活かしつつ、住民の参画を得て推進することが重要である。

このため、地域住民や道路利用者の主体的な参加のもとに、一斉に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検をより一層積極的に推進し、道路交通環境

の安全性の向上を図ることとする。

加えて、今後は、日常的に、地域住民や職業運転手などの道路利用者が道路を利用する中で感じた意見について、関係機関で密に連携して、はがき、インターネット等を活用して取り入れ、安全な道路交通環境の整備に反映することとする。

また、安全な道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るとともに、住民の意見を安全な道路交通環境の形成に反映させるため、事故多発地点緊急対策事業やコミュニティ・ゾーン形成事業、交通安全総点検などの施策の進捗状況、効果等について、定期的に公表することとする。

5 重大事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、必要に応じて、速やかに、学識経験者、専門家等の協力を得つつ、当該箇所の道路環境等事故発生 の要因について調査するとともに、早急に、発生要因に即した所要の対策を講ずることにより、当該事故と同様な事故の再発防止を図ることとする。

第3 安全な道路交通環境整備の推進体制

1 地域における安全な道路交通環境整備の推進体制

(1) 都道府県道路交通環境安全推進連絡会議の設置

特定交通安全施設等整備事業七箇年計画に基づく、安全な道路交通環境の整備に係る施策の適切な進行管理、重大事故の再発防止のための対応等を目的に、各都道府県ごとに都道府県公安委員会、道路管理者、地方公共団体等から成る「都道府県道路交通環境安全推進連絡会議（仮称）」（以下「推進連絡会議」という。）を設置することとする。

(2) 推進プログラムの策定

推進連絡会議においては、事故多発地点緊急対策事業やコミュニティ・ゾーン形成事業、交通安全総点検、重大事故の再発防止など、各都道府県において推進すべき安全な道路交通環境の整備に係る主要施策の計画的で着実な推進を図るため、

- ・推進連絡会議の運営に関する事項
- ・主要施策の実施方針に関する事項
- ・地域住民等への広報及び地域住民等の意見の反映に関する事項

等について明らかにする「安全な道路交通環境の整備に向けた推進プログラム」を定めることとする。

(3) 主要施策の進行管理

推進連絡会議においては、各都道府県内における安全な道路交通環境の整備に係る主要施策の推進状況について、対象箇所の特定、対策の立案・実施、事業が概成した箇所における効果の評価等を、各年度ごとに総括整理し、管

内における施策の推進全体に係る進行管理を行うこととする。

また、箇所の特定制や対策の立案・実施の進捗が滞っている、対策の効果が不十分であるなど、事業を着実かつ効果的に進めるに当たっての問題が生じている箇所においては、対応方針について検討するものとする。

2 全国的な安全な道路交通環境整備の推進体制

安全な道路交通環境の整備に関し、道路整備と交通規制の効果的で一体的な推進を図るため設置された「道路交通環境安全推進会議（平成11年9月30日設置）」においては、各都道府県に設置される推進連絡会議と連携しつつ、全国における安全な道路交通環境の整備に関する諸事業の効果の評価及び進行管理を総括的に行うことにより、七箇年計画の所期の目的が達成されるようにすることとする。